

## 「新しい生活様式」を踏まえた市有バス使用基準

市有バスの運行にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の対策を講じた上で運行を実施します。

なお、今後の感染拡大の状況等によっては、運行できない場合があります。予めご了承ください。

### <主な対策>

- (1) 運転手のマスク着用
- (2) 運転手の手洗い・うがい・アルコール消毒の励行
- (3) 運転手の健康管理の徹底
- (4) アルコール消毒液の車両への設置
- (5) バス車内の消毒
- (6) バス運行時の換気

### (7) 利用団体等に対する協力をお願い

- ①手洗いやうがい、咳エチケットの徹底
- ②マスクの着用
- ③乗車前の手指消毒の徹底
- ④乗車前の検温実施（発熱や体調不良である場合は、参加しない。）
- ⑤ごみは、必ず各自持ち帰ること
- ⑥参加者名簿を作成すること（氏名、連絡先等）
  - ※ 万が一感染者が発生した場合は、必要に応じて市や保健所等へ情報提供すること
- ⑦可能な限り会話を控えること
- ⑧目的地や途中の立寄り先等において、「三つの密」を常に回避すること
- ⑨その他、事業担当課の指示に従うこと